

一般社団法人雪国観光圏 サポーター会員規約

第1条 総則

1. この会は雪国観光圏サポーター と称し、運営は一般社団法人雪国観光圏が行うものとします。
2. 雪国観光圏サポーターの目的は、雪国観光圏サポーター規約（以下「規約」という）で定める事項とします。

第2条 会員種別

雪国観光圏は「100年後も雪国であるために」を理念として掲げ、ひとつずつでは埋もれてしまう地域資源を発掘し、つなぎ合わせ、磨き上げることで世界に通用する価値を生み出すことを目指しています。先人の知恵に学び、雪国ならではの文化を大切にしながら、古いものを磨き上げて新たな価値を生み出し、雪国の文化・環境保全に取り組んでいます。市町村や業種の枠を越えて、雪国文化を未来に託すために、雪国観光圏サポーターの会員は以下の通りとします。

- ① 個人会員 …… 雪国観光圏サポーターの目的に賛同し、賛助するために入会した個人
- ② 法人会員 …… 雪国観光圏サポーターの目的に賛同し、共に事業を実施していくための事業者（団体及び法人）

第3条 入会申込

1. 会員として入会しようとするものは、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に提出することとします。
2. 当法人は、正当な理由がない限り、入会を認めます。
3. 当法人は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付けた書面を持って本人にその旨を通知します。

第4条 入会手続き及び成立

1. 本規約第3条第1項に基づき、申込書の受理されたものは、速やかに会費を納入するものとし、当法人が初回入金を確認した時に成立します。
2. 会員資格は入会が成立した日から開始します。

第5条 入会の不承諾

当法人が入会を認めなかった場合、本規約第3条第3項に定める方法で、入会不承諾を本人に通知し、入会申込は申込日に遡って取り消すことができ、既に会費が入金されている場合には、当該会費から振込手数料等を控除した額を返金します。

第6条 会費

1. 当法人の会員の1事業年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の会費は、次の通りとします。
 - ①個人会員……年会費 1口 6,000円
 - ②法人会員……年会費 1口30,000円
2. 毎年、当該年会費を納入するものとします。
3. 年度途中の入会の場合に入会成立日の属する月から年会費を月割で計算した額を納入するものとします。
4. 本規約第8条に基づき、第1項の定める期間の途中に会員種別を変更した会員は、変更に伴う不足金を、速やかに納入するものとします。ただし、第12条の定めにより雪国観光圏サポーターから差額を返金することはありません。

第7条 会員資格の有効期限

1. 会員資格の有効期限は、第4条の定める入会成立日から、会費を納入された事業年度の末日（3月31日）とします。
2. 会員資格の更新は、前項の定める有効期限満了日から1ヶ月以内に、翌年分の年会費を納入することで自動更新されるものとします。

第8条 会員種別の変更

1. 会員は、事務局に会員種別の変更を書面にて申し出ることによって、会員種別を変更することができます。
2. 会員種別の変更は、本規約第7条の定める期間中に2回以上変更することはできません。

第9条 会員資格の喪失

会員は、次の各号の一に該当するときは、会員の資格を喪失します。

- ①会員が、所定の退会届を提出したとき。
- ②会員本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
- ③団体・法人の場合、その団体・法人が消滅したとき。ただし、合併・組織変更の場合においては会員資格の継承を認める場合がある。
- ④会員が、会費を継続して1年間以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- ⑤除名されたとき。

第10条 会員の退会

会員は、当法人が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができます。

第11条 会員の除名

会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名できるものとします。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

- ①本規約に違反したとき。
- ②当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。

第12条 会費及び拠出金品の不返還

既納の会費、及びその他の拠出品は、その理由を問わず返還しないものとします。

第13条 会員の権利

1. 会員は、総会における議決権を有しない。活動、事業に参加し、会報・メールマガジン等の情報を受け、ホームページ等情報交換の場に参画することができます。
2. 会員は、その他理事会の定める特典を受けることができます。

第14条 会員権利の凍結

正当な理由無く更新日を過ぎても会費の納入がない場合は、本規約第13条に定める会員の権利を凍結できるものとします。ただし、会員資格の喪失は、本規約第9条に定めるとおりとします。

第 15 条 会員の義務

1. 会員は、本規約第 6 条に定める会費を納入しなければなりません。
2. 会員は、本規約及び理事会の定める規則又は法令を遵守しなければなりません。
3. 会員は、入会申込書の必須事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に変更を届けなければなりません。
4. 会員は、当法人の活動を通じ、知り得た個人情報は善良なる管理者の注意義務をもって情報を保持するものとし、当法人の承諾無く第三者に漏洩してはならない。また会員資格を喪失した場合も、この義務は継続されます。

第 16 条 禁止事項

1. 会員は、本規約第 13 条に定める会員権利を第三者に譲渡若しくは使用させることはできません。
2. 会員は、当法人の許可無く、当法人が定めた商号及び商標等を無断で使用して活動を行ってはなりません。

第 17 条 個人情報の収集・利用・提供及びその保護

1. 会員は、当法人が承認した外部委託事業者において業務上必要な範囲で、会員に関する情報の提供がなされることを承認します。
2. 雪国観光圏サポーターならびに外部委託事業者は、第 1 項により知り得た会員の情報について、会員のプライバシーの保護に十分注意するものとし、

第 18 条 規約の変更

1. 会員規約条文において、理事会の決定及び承認により、その条文を変更・改正・削除できるものとし、
2. 雪国観光圏サポーターは、会員規約条文の変更・改正・削除を行った場合は、会報及びホームページ等で通知しなければなりません。

第 19 条 免責事項

1. 会員が当法人の活動において、他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の費用と責任をもってこれを解決しなければならず、当団体は一切の責任を負わないものとし、
2. 会員資格を喪失した場合も、前各項の規定は継続されます。

第 20 条 準拠法及び裁判管轄

1. 本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとし、
2. 当法人と会員との間で生じた紛争については、当団体の事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条 第三者への委託

雪国観光圏サポーターは、当該業務の一部又は全部を第三者に委託できるものとし、その際、必要な情報を委託業者等に開示できるものとし、

第 22 条 解釈の疑義

本規約について疑義及び紛争が生じたとき、又は本規約に記載のない事項については、会員と当法人の間で協議の上、円満かつ迅速に解決するものとし、

第 23 条 規程の改廃

1. この規程を改廃する場合は、理事会の議決を受けなければなりません。
2. 本規程に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとし、

附則

本会員規約は 2024 年 4 月 1 日より実施します。